

大田市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月27日

大田市長 **楯野弘和**

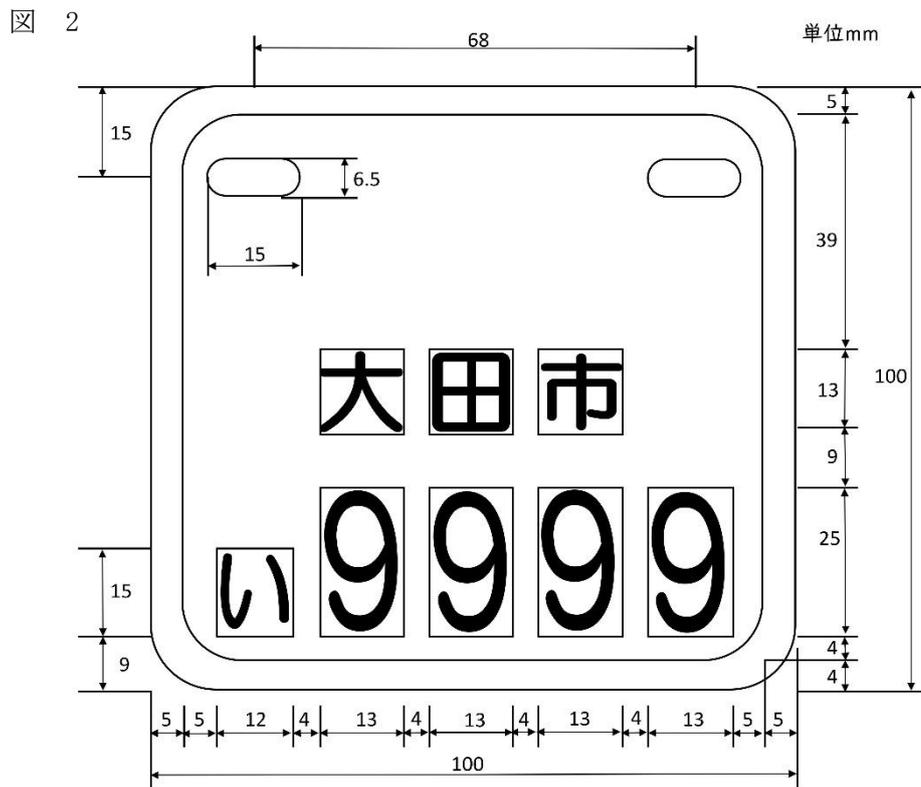
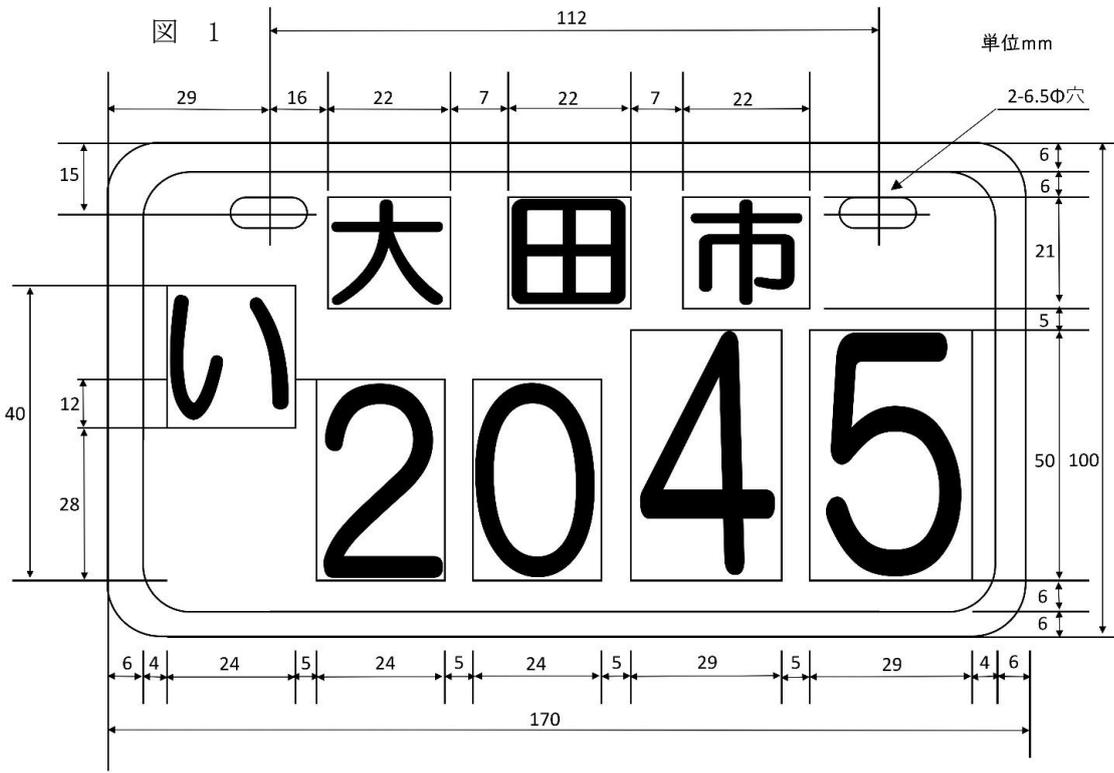
大田市規則第33号

大田市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則
大田市税に関する文書の様式を定める規則（平成17年大田市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条の8」を「第6条の7」に改める。

様式第39号及び様式第40号を次のように改める。

様式第39号



備考

- 1 車両番号は、図示の例により、上段に市名を、下段に、原則としてひらがな文字(お、し、へ、み、ゑ、ん、を除く。)及び4ケタ又は3ケタの数字をもって表示すること。ただし、上位のケタの数字が有効数字でない場合は、直径10mmの点で表示すること。
- 2 番号標は、金属製のもの又は金属及び透明材料を用いたものとし、車両番号は、浮出しとする。この場合において、金属及び透明材料を用いたものにあつては、金属製と同程度に堅牢で使用に十分耐えるものであること。
- 3 標識の地の塗色は、次によること。
 - (ア) 市税条例第82条第1号アの原動機付自転車にあつては、白色
 - (イ) 市税条例第82条第1号イの原動機付自転車にあつては、薄黄色
 - (ウ) 市税条例第82条第1号ウの原動機付自転車にあつては、薄桃色
 - (エ) 市税条例第82条第2号イの小型特殊自動車にあつては、薄緑色
- 4 標識の文字の塗色は、次によること。
 - (ア) 軽自動車税が課される原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては、濃紺色
 - (イ) 軽自動車税が課されない原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては、赤色
- 5 図2は特定小型原動機付自転車の場合に限る。

様式第40号

原動機付自転車
小型特殊自動車

標識交付証明書

種 別	
標 識 番 号	

使 用 者	住 所	
	氏 名	
所 有 者	住 所	
	氏 名	

車 名		原 動 機 型 式	
車 台 番 号		年 式	
登 録 日		総排気量又は 定 格 出 力	
型 式		認 定 番 号	
長 さ		幅	
		最 高 速 度	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

大田市長



附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。